



Japan. “Kampai” to the world.

日本産酒類の輸出促進に向けた 国税庁の取組等について

平成30年4月11日
国 税 庁

日本産酒類の輸出促進に向けた国税庁の取組等について

国内外における日本産酒類の情報発信の強化

【主な取組】

- ・リオ・オリンピック・パラリンピックや国連総会などの機会に合わせ、日本産酒類PRブースを出展し、国税庁職員を派遣するなど、各国要人・プレスが集まる機会を活用し、日本産酒類のPRを実施
- ・海外に日本酒の魅力をPRするための冊子を酒類総合研究所にて作成、在外公館や国際会議におけるレセプション等でも活用
- ・清酒を外国人に販売する際に活用するため、酒類総合研究所にて「清酒の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成

【今後の取組】

- ・引き続き、在外公館、ジャパンハウスやジャポニスム2018を日本産酒類の情報発信拠点として活用
- ・焼酎に関する「焼酎の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成中

発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発

【主な取組】

- ・日本酒に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援
- ・駐日外交官酒蔵ツアーの企画・実施（日本酒造組合中央会と共催）
- ・外国人等を対象として、（独）酒類総合研究所における講習などを通じた、國酒に関する正しい知識の普及

【今後の取組】

- ・焼酎に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援

輸出環境整備

【主な取組】

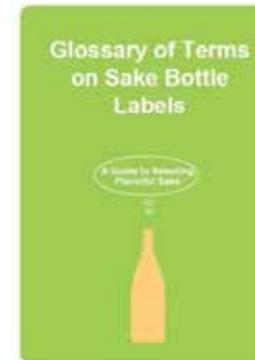
- ・日EU・EPA交渉による単式蒸留焼酎の容量規制の緩和及び地理的表示（GI）の相互保護
- ・東日本大震災後に導入された輸入規制の解除及び米国における蒸留酒の容量規制見直しへの働きかけ
- ・ブランド価値向上に有効な表示ルール（GI「日本酒」等）の活用促進を図るための一般向けセミナー、シンポジウムなどの開催
- ・日本食・文化をテーマとするロンドンの展示会「WABI（和美）」・ドイツで開催される見本市「PROWEIN」へ日本産酒類PRブースを出展するとともに、国内酒類業者の出展を支援し、ビジネスマッチングの機会を提供

【今後の課題・取組】

- ・引き続き、各国とのEPA交渉などを通じた、諸外国に対する輸入規制の緩和及び日本のGIの保護の働きかけ
- ・引き続き、輸出先国・地域での展示会や商談会等の開催による、意欲ある事業者へのビジネスマッチングの機会の提供等



リオ・ジャパンハウスにおける
日本産酒類PRの様様



駐日外交官酒蔵ツアーの様様

平成29年度における日本産酒類の輸出促進にかかる国税庁の主な取組について

発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発

国外市場に大きな影響力や発言力を持つ者に対して、日本産酒類の魅力や正しい知識の普及のため、酒類製造場等における研修を実施し、国内外における多様な人的ネットワークを活用することにより情報発信力を高め、国外における日本産酒類の認知度の向上を図り、消費拡大につなげていくことを目指す。

国外の日本産酒類専門家育成事業

- ・平成30年1月、アメリカ合衆国・英国など9カ国・地域から11名の酒類のスペシャリストが参加
- ・愛知県、兵庫県、広島県の5ヶ所の清酒製造場等を訪問
- ・日本酒に関する専門的な講義、工場の見学、酒づくり体験、酒類と料理のペアリング研修等を実施
- ・（独）酒類総合研究所において技術的、科学的なアプローチからの日本酒講義を実施



(酒づくり体験の様様)

輸出環境整備

日本産酒類の海外における認知度の向上を図るとともに、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なマッチングを実現し、日本産酒類の輸出促進を目指す。

平成29年度においては下記に記載した英国とドイツの展示商談会に出展した。

WABI（和美）

- ・平成29年7月に英国ロンドンで開催された展示商談会、国内酒類事業者13者が出展
- ・平成30年3月にドイツ・デュッセルドルフで開催された世界最大の酒類見本市、国内酒類事業者25者が出展



(WABI(和美)会場の様様)

平成30年度の日本産酒類競争力強化に係る予算について

日本産酒類の輸出拡大に向けて、海外での情報発信の強化や輸出環境の整備、技術支援等により、一層の需要振興及び酒類製造業者の技術力向上を図るため、国税庁として以下の施策に係る平成30年度予算を要求した結果、約1.7億円（前年度予算約1.4億円）が措置

日本産酒類の情報発信に係る経費（約0.6億円）

海外における大規模展示会への出展、日仏友好160周年を記念して日本文化の魅力を発信するジャポニスム2018や、外務省が開設しているジャパンハウスにおいて、日本産酒類の情報発信等の施策を実施

輸出環境整備に係る経費（約0.9億円）

日本産酒類のブランド価値向上のため、酒類のG I制度や日本ワインの表示制度を広く周知し、その活用を図るためのシンポジウム等の施策を実施

国際的なイベントの機会を活用し、ビジネスマッチングの機会を提供

技術支援等に係る経費（約0.2億円）

酒類の品質や製造者の技術力向上を図るため、業界のニーズを踏まえ研究会等の施策を実施

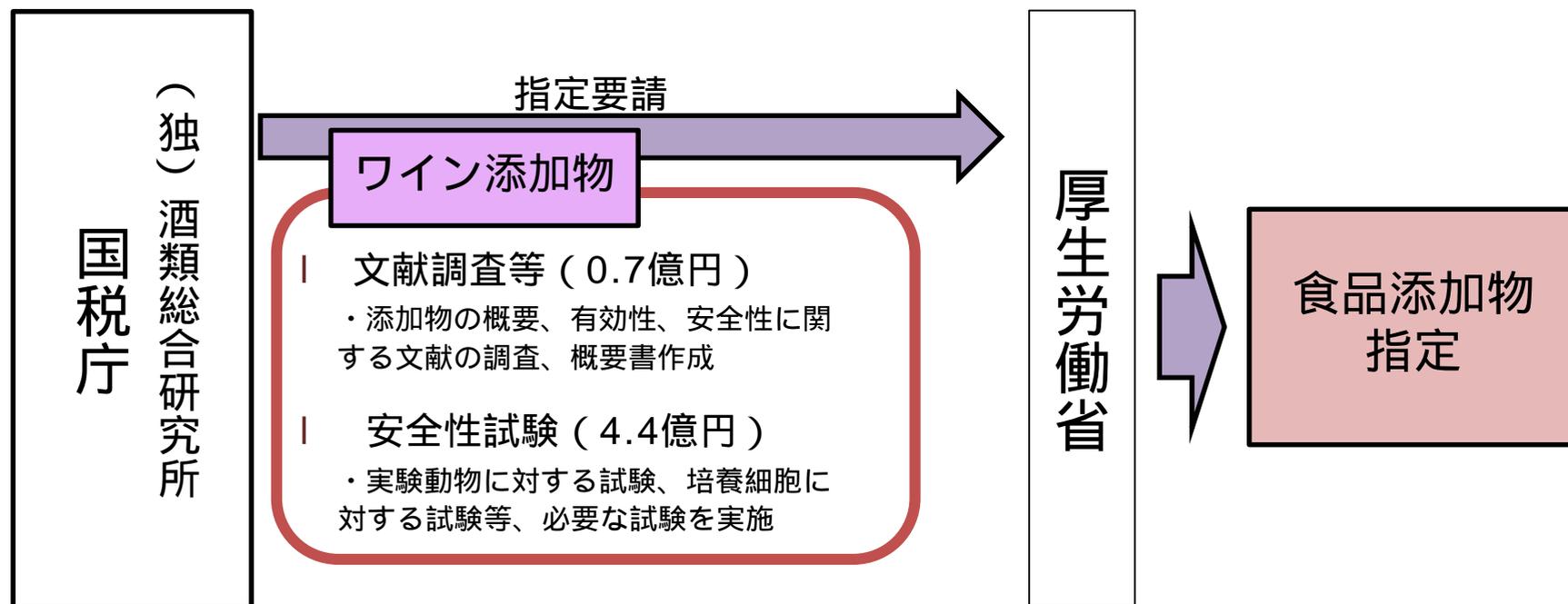
日本産酒類の産業競争力強化に向けた連携促進支援として、酒類総研において、酒類総研、地方自治体、大学、民間で得られた酒類製造分野の知見を、酒造現場で活用促進するための取組を実施

事業目的・概要

平成29年度補正予算額 **5.0億円**

- u 日EU・EPA交渉において、日本及びEUのワインの添加物について、日EUそれぞれがワイン製造に使用可能とするための手続きを開始することで合意がなされた。
- u 日本側での食品添加物指定に必要なワイン添加物の安全性及び有効性に関する調査・試験を、EUワイン添加物に関する知見や試験設備を有する独立行政法人酒類総合研究所が実施する。
- u これにより、国内ワイン製造業者もEUのワイン添加物が使用できるようになり、国際競争力が強化されるメリットがある。

必要額内訳・事業進行図



EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保

現状

EUへのワイン輸出量(平成28年): 10KL、15百万円

関税

- EU側**
 - ・ ボトルワイン: 0.154ユーロ/L (約20円) アルコール度により異なる。14度の場合を例示
 - ・ スパークリングワイン: 0.32ユーロ/L (約41円)
- 日本側**
 - ・ ボトルワイン: 67円 ~ 125円/L
 - ・ スパークリングワイン: 182円/L

非関税措置

EUは補糖量など独自の基準を定めているため、国際的なルールを踏まえて定義した日本ワインであっても輸出ができない

EUワイン醸造規則に従って製造されたもののみが流通可能
気候・風土の相違等により、ほとんどの日本ワインはEUワイン醸造規則を満たすことが困難

<主なEUワイン醸造基準>

- ・ 補糖量(2.5% ~ 5%以下に制限)、補酸量(2.5g/L以下に制限)
- ・ ブドウ品種(ヴィンフェラ種及びそのハイブリッド種に限定)
ヴィンフェラ種とは、シャルドネ、メルロー等

EUワイン醸造規則に従っている旨の証明書の添付の義務
証明書取得の金銭的、時間的な負担

- ・ 輸出するロットごとに証明書の添付義務
- ・ EU登録機関(独立行政法人酒類総合研究所)が業者から醸造に関する書類や分析用ワインを受け取り、証明書を発行
証明書発行手数料: 1ロットにつき27,100円

地理的表示(GI: Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない
ワインでは「山梨」を指定済み

ワイン添加物

日本でワインに使用できる添加物が、EUでは承認されていない

交渉結果

- EU側** ワインの関税を即時撤廃
- 日本側** ワインの関税を即時撤廃

EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できるようになる

EUは、日本ワイン(国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒)の醸造方法を容認

EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能

「日本ワイン」は、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準(平成27年10月国税庁告示第18号)」により定義

業者の自己証明を導入

金銭的、時間的な負担を大幅に軽減

日本ワインの名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が自己証明が適切に行われていることを確認する予定(実施方法の詳細については今後調整)

酒類GIの相互保護によりGI「山梨」のEU域内での保護を確保

模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる
日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等139名称)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)

主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続きを開始
国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになると期待(日本側25品、EU側28品。日本側は国税庁がEU企業に代わり厚労省に承認申請)

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎の競争力を高め、新たな市場を確保

現 状

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等に比べてEU向けは少ない
 清酒の輸出量(平成28年): 19,737KL、15,581百万円
 (内EU向け : 1,605KL、1,085百万円)
 焼酎の輸出量(平成28年): 3,834KL、1,954百万円
 (内EU向け: 28KL、26百万円)

関税

- EU側** ・清酒 : 0.077ユーロ/L(約10円)
 (焼酎は無税)
- 日本側** ・清酒 : 70.4円/L
 ・焼酎 : 16%(従価税)

地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない

日本以外の他国で製造された清酒(sake)であっても日本酒と称して販売することができる
 清酒では国レベルのGIとして「日本酒」(日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒)を指定済み
 また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
 焼酎では「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

非関税措置

蒸留酒の容器容量規制

- EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担
- ・ 700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
 - ・ 日本で流通する焼酎は、主に四合瓶(720ml)や一升瓶(1,800ml)

交渉結果

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

- EU側** 清酒の関税を即時撤廃
- 日本側** 清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃(段階的撤廃)

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎のEU域内での保護を確保

GI「日本酒」が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される
 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等139名称)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)

単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

平成29年11月6日 日米首脳会談成果(抄)(外務省ホームページ)

(3) 日米関係

イ 経済

(中略)

両首脳は、日米経済関係を更に強化するために、貿易・投資分野において、以下のとおり取り組むことを確認しました。

(中略)

- ・ 米側は、蒸留酒の容器容量に係る規制を改正することを検討していることを確認しました。

蒸留酒について、日本で流通する四合瓶や一升瓶のほか、700ml瓶の輸出が可能になる見込み(蒸留酒の輸出促進に寄与)

(参考1) 米国においては、連邦規則上、蒸留酒(ウイスキーやブランデー等。日本の焼酎も含まれる。)については、定められた容量(50ml, 100ml, 200ml, 375ml, 750ml, 1L, 1.75L)の容器でなければ、流通できないこととされている。

(参考2) 本内容については、TPP交渉の過程で米国との間で作成した文書(いわゆるサイドレター)で既に合意していたものの、当該サイドレターの効力発生の日がTPP協定発効の日とされていたことから、米国内での手続が進められていなかった。